Ⅲ．今後に向けて（次災害への備え）

自然災害が相次ぐなか，平成30年７月豪雨災害における支援活動の成果・課題を踏まえ，今後の大規模災害への備えや災害福祉支援のあり方について，平常時から検討し備えていく必要があります。

１．岡山県社協組織全体の対応（災害福祉救援本部）

（１）局内災害マニュアルの改訂関係

① 職員の安否確認の方法や幹部の召集基準・方法等について見直しを行ってきたところであり，引き続き，事業継続計画（BCP）等の策定と併せ，職員の自動召集の基準等検討していきます。

② 先遣隊の派遣決定や支援方針の決定プロセスの改善を図るとともに，岡山県社協災害福祉救援本部における役割分担（本部体制図）の見直しや，研修・会議等における災害時の対応や県社協（各部）における平常時の対応について改善に取り組みました。今後，各班が迅速かつ円滑に役割を果たせるよう，引き続き検討していきます。

〈準備・検討すべき課題〉

- 災害福祉支援救援本部における情報共有のあり方・方法
- 災害福祉支援ネットワークの連携方法，役割分担
- 災害支援関連協定の見直し，毎年度の確認共有
- 資機材管理・調達準備
- 社協職員の育成
- 災害VCの運営，緊急小口資金，DWAT，くらし復興サポートセンター等の支援力の向上に向けた取組や平時からの局内における情報共有，連携体制

③ 災害時に社協として何を優先し対応すべきか，どの業務をいつまでにどのレベルまで回復させていくのか，そのために必要な取組等，地域福祉推進や災害支援を行っていくための復旧に向けた方針や体制，手順等を定めた事業継続計画（BCP）の策定に向けた検討を行い，災害への備え，準備をしていきます。

④ 県社協職員の災害支援における計画的育成に取り組んでいく必要があり，災害ボランティアセンター運営支援や，災害時における被災社協等への助言等支援の役割が果たせるよう，平時からスキル習得・向上に取組んでいきます。

⑤　災害ボランティアセンターの支援における県社協職員派遣の基本的考え方を整理し，全職員が役割分担を図りながら支援していける体制づくりや，法人として適切な労務管理が果たせるよう取り組んでいきます。

⑥　全社協が提言している「災害福祉支援センター（仮称）」構想も踏まえ，今後，市町村社協をはじめ，行政や関係機関・団体と連携し，岡山県における災害福祉支援体制の構築に向けて引き続き検討を行っていくとともに，復興に向けた被災市町への支援や，新たな災害への備えを通じて，地域福祉の一層の推進を図っていきます。

２．災害ボランティアセンター運営支援関係

（１）災害ボランティアセンターへの迅速かつ効果的な社協応援職員の派遣調整

①　今回の広域かつ同時多発の大規模災害では，多くの応援職員の確保と派遣調整を行ってきましたが，どこに，どのような業務で，どのくらいの人員を，いつまで派遣していくのか等，迅速に被災地社協から把握等を行い，効果的に派遣調整していく必要があります。今後，受援に関する内容・手順等を検討していくとともに，市町村社協と連携し，円滑な意志決定，合意形成が図れるよう取り組みます。

②　災害ボランティアセンターの運営では，社協職員や地元支援団体等をはじめ，分野を超えて多様な主体が参画し活動を支えてきました。今後，災害ボランティアセンターの運営に，地元のボランティアや外部支援団体等の協力が得られるような仕組みや体制づくりも検討していく必要があります。そして，社協職員は専門性を活かし，ニーズ把握や個別の相談支援をはじめ，被災地域の住民間の連帯を高め，被災者主体の復興活動のコーディネート等の役割を一層発揮できるよう，応援派遣の調整を考えていきます。

③　大規模災害では，応援派遣の期間も長期化する場合があります。派遣にあたっては，先を見据え，早めのシフト調整を図るなど計画的に派遣できるよう調整していくとともに，支援方針や応援職員の役割，支援状況等の情報提供や共有を一層図りながら進めていく必要があります。また，県内の応援派遣職員の要請においては，帯派遣の対応も求められることから，多くの社協職員がスキル習得や訓練，経験を積んでいけるよう関係事業や様々な機会も活用し取り組んでいきます。

④　今後も引き続き県内における応援派遣にかかる相互支援体制の充実に努めるとともに，新型コロナウイルス感染症に学び，感染症拡大傾向下における対策も含め，ブロック段階や全国段階での応援派遣に関する検討の動向等も踏まえながら，効果的な支援体制について検討

していきます。また，災害時に円滑な支援が図れるよう，平時から，県社協内はもとより，協定者間双方で内容・手順等の確認や共通理解を図っていきます。

（２）災害ボランティアセンターにおける多様な分野・主体との連携・協働の必要性

災害VCには，多様なニーズが集まりますが，社協VCだけでは応えられない個別性の高いニーズもたくさんあり，そうしたニーズを含めて支援を行うためには，多様な連携が必要です。今回の災害でも，例えば，倉敷市災害VCでは，技術系ボランティア団体との協働により，作業基準のマニュアル作成や，住民向けの講習など地元の支援力を高める取り組みも多く行われました。こうした事例を県下で共有し，各社協の受援力を高める機会を設けていきます。

（３）災害時に機能する県域の支援ネットワークづくり

① NPO等，各支援団体と災害ボランティアセンターとの連携を進めるとともに，災害ボランティアセンターだけに限定しない民間の被災者支援を行うためには，災害ボランティアセンターに直接関与しにくい団体の調整なども受けとめる県域のネットワークが重要です。平成30年10月に，常設のネットワーク組織として設立された「災害支援ネットワークおかやま」への参画を通じて，各支援団体と被災地への効果的な調整や支援が図れるようネットワークの機能強化や支援体制を構築していきます。

② 災害時に，被災者支援に取り組む市町村や市町村社協の運営する災害ボランティアセンター支援に迅速かつ円滑につなげていけるよう，「災害支援ネットワークおかやま」と連携し，平時からの活動にも取り組んでいく必要があります。

③ 被災者の多様なニーズに応えていくためにも，行政との役割整理も踏まえ，専門的な知識・技術をもつ企業等との連携体制も今後考えていく必要があります。

（４）支援物資・活動資器材の確保

今回，必要な支援物資や活動資機材については，県内外の様々な団体・企業等から協力をいただき，支援してきました。今後もこうした支援のつながりを生かしていくとともに，ボランティアセンター立ち上げに際し迅速に確保・提供していけるよう，県内市町村社協や関係団体等とのネットワークによる効果的な提供体制について考えていきます。

（５）情報発信

情報発信においては，どのような情報を，どこへ，どのような方法で発信していくか，今回の取組を踏まえ整備していきます。

（６）災害ボランティア車両の高速道路無料措置への対応

今回，災害ボランティア車両の高速道路無料措置の手続きにおいて，社会福祉協議会・災害ボランティアセンターでは証明事務に負担を生じたところがあり課題となっていましたが，国土交通省及び高速道路会社により，令和元年７月１日以降簡素化された新たな手続きが示されました。今後の円滑な対応に生かしていく必要があります。

（７）市町村社協における事業継続計画（BCP）の策定促進

災害時には，現地で災害支援に従事する職員と，通常業務を支える職員とのコミュニケーションや情報共有を図りながら，組織として連携・役割分担を図りながら一体となって支援に取り組んでいく必要があります。こうした観点からも平時からの組織におけるBCPの策定が重要になります。

今後，人材センターによる研修会をはじめ，市町村社協におけるBCP策定の促進支援に取り組んでいきます。

（８）組織運営の支援

被災社協においては，災害ボランティアセンターの立ち上げ，財源の確保，運営方針，災害ボランティアセンターから地域支え合いセンターへの移行等，各局面での判断・決定が求められます。今後はこうした社協運営への相談・助言等サポートできるよう，支援体制の充実に取り組んでいきます。

（９）県社協職員によるスーパービジョン機能（俯瞰的立場での助言，支援等）の強化

今回のような広域かつ同時多発の大規模災害では，県下の複数の社協で災害ボランティアセンターが設置されたため，その運営支援も広域に対応する必要がありました。そのため，特に被害の大きい市町の災害ボランティアセンターへは支援のために常駐する職員を派遣するとともに，災害支援プロジェクト会議から派遣されたアドバイザーと一緒に県内を巡回する職員も配置し，県内の被災状況，支援状況の把握や必要な支援に取り組んできました。常駐する職員の役割は多岐にわたりますが，特に重要なことは，主にセンター長などの意思決定者へのサポートです。そ

のためには，日頃からの関係づくりとともに，判断できる情報等を収集しておく必要があり，平時も含め，行政，NPO等と協働体制を進めておくことが重要です。今後，そうしたスーパーバイズのできる職員を育成しておくことが重要課題であり，各社協で企画される災害VC設置演習等への参加など，職員育成の環境を整えていきます。

（10）財源確保

災害ボランティアセンターの設置・運営に要する費用については，地方自治体からの補助や，共同募金会の災害等準備金等の民間財源などを活用し対応してきましたが，安定した活動に向けた財源確保は課題となっています。こうしたなか，全国社会福祉協議会では「災害福祉支援センター（仮称）」の設置についての報告書が出され，その中で，平常時から発災後の長期にわたる活動を安定的に支える財政的仕組みの構築に向けた政策提言がなされています。今後，こうした動きも見据えながら，公的財源に加え様々な資金確保の方法も含め，次災害への対策を検討していく必要があります。

３．災害派遣福祉チーム派遣関係

（１）質の高いDWATの構築

① 今回の実践経験を踏まえ，災害派遣福祉チーム員のスキル習得・向上や，様々な福祉専門職が連携し役割発揮できるようチーム力を高めていく必要があり，継続的な研修や訓練等を行っていきます。

② 全国社会福祉協議会によるリーダー研修への派遣等も活用し，リーダーの養成・育成を図りながら県内での人材育成に取り組んでいきます。

③ DWATの円滑かつ効果的な支援活動に向けては先遣隊の役割が重要となりますが，今後，県内において誰がどのような役割を持って，どのように活動につなげていけるのか等，準備しておく必要があります。また，圏域での拠点（県内５つのエリアごとに）を設けるなど，派遣に向けた体制整備を図っていきます。

④ 今回の派遣先の倉敷市においては，「倉敷地域災害保健連絡復興会議」に参画し，福祉分野の関わりの重要性が認識されています。平時から，医療・保健分野との連携体制や役割分担が図れるよう，岡山県や関係機関・団体と連携し，顔の見える関係づくりや，効果的な支援のあり方等について検討していきます。

⑤　今回，岡山県DWATが先遣隊として状況把握のため現地へ入り，その後の派遣決定や県内外のチーム員の派遣調整を行うことができましたが，今後は，全国社会福祉協議会と連携・役割分担し，県外DWATを受け入れる効果的な受援体制を構築していきます。

⑥　災害の規模や状況によっては，事務局機能を果たしていく上で体制面での課題も想定されます。

どこまで対応できるのか，あるいは対応していくための体制をどう確保していくか検討していくとともに，活動に必要な資機材等も整備していきます。

４．生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付事業関係

（１）事業実施体制の整備

大規模災害発生時には，災害ボランティアセンターの運営と併せ，生活福祉資金の特例貸付実施への対応が求められます。貸付窓口の設置や制度の周知方法等について，平時より県社協と市町村社協等との連携・役割分担等を協議し共有を図っておく必要があります。

（２）県外からの社協応援職員の派遣受入

県内市町村社協による応援派遣の調整では，不足する災害ボランティアセンターの運営支援に多くの人員の派遣を要請していることもあり，貸付事業に対応できる県外からの社協応援職員の派遣は必要不可欠となっています。一方，貸付事業における応援職員の受け入れにあたっては，宿泊先やレンタカー，資機材の確保や調整等，被災県として役割を担いましたが，今回の取り組みを踏まえ，円滑な受け入れ調整が図れるよう備えていきます。

５．被災者見守り・相談支援事業関係

（１）生活支援に向けて，早い時期からの事業推進

被災者の生活課題や支援ニーズは，発災直後から生活支援段階までフェーズごとに変化していきますが，被災者の抱える課題が深刻化しないよう早期に発見し支援につなげていくことが求められます。こうした中，本事業の実施においては，予算や生活支援相談員等の確保等はもとより，いかに体制・基盤を早期に整備できるかが課題となっています。今後，発災後の早い段階から行政とともに事業実施について検討や準備が図れるよう，平時から本事業への理解や被災者の生活支援体制のあり方について検討しておく必要があります。

（２）被災者の実態把握と包括的相談支援体制の構築 ～市町村・市町村社協の後方支援に向けて～

① 被災者支援に向けた被災者の実態把握については行政や支援機関・団体や地域と協働して取り組んでいく必要がありますが，支援対象者が多いと，そうした活動がなかなか進まない課題があります。外部支援の協力も得て円滑に取り組めるよう，平時より連携体制を構築していくとともに，受援計画の策定等により各市町村段階や県域段階等での受援力も高めていく必要があります。また，各市町村社協の意向や要請に対応できるよう，県内社協ネットワークをいかし社協職員や専門職等による応援体制について検討していく必要があります。

② 実態把握等においては，関係者間で連携・情報共有できるよう，共通の記入シートの作成や個人情報の取り扱い，また支援に向けた活用や関係者間の連携・役割分担等，平時において協議しておくことでより効果的に支援活動に取組むことが期待できます。また，今回の成果・課題を踏まえ，発災後，開設される災害ボランティアセンターや避難所等とも連携し，効果的に被災者の状況把握や支援につないでいけるような仕組みづくりも行政との連携のもと，併せて考えていく必要があります。

③ 平時より，災害時にも対応できる包括的な相談支援体制や，地域づくりに取り組んでおく必要があります。特に，災害時の個別支援においては，把握した生活課題を一般施策等に結びつけるなど，被災者見守り・相談支援事業実施センターで全てを抱え込むことなく，解決に向けてつないでいく役割が重要であり，各相談機関等との連携・役割分担のあり方について検討し共有を図っておく必要もあります。また，地域課題については，被災により崩壊した地域の福祉コミュニティを再構築していく必要があり，被災地域の住民間の連帯を高め，住民主体の課題解決につなげていけるよう，平時から災害時にも対応できる地域福祉の推進を図っていきます。さらに，新型コロナウイルスなど感染症の拡大傾向下においては，対面での訪問を行わないなど特別な配慮が求められます。こうした新たな環境にも対応していくことが必要です。

（３）市町村間の連携による支援体制

災害により，居住市町村外に避難している方への見守りや相談支援，必要な支援のつなぎ等に対応していく必要があり，市町村間での連携のあり方や，県内どこにいても支援につなげていけるような環境づくりを検討していきます。

６．社会福祉法人施設・事業所への支援関係

（１）被災施設・事業所の被災状況の把握と支援に向けた調整等

今回の災害では，被災施設からの要請等に基づき，関係種別協議会が中心となって，物資提供・清掃活動をはじめ，利用者の一次避難先の受け入れや，応援職員の派遣等による支援に取り組まれたところであり，事務局としても支援に向けた調整を行ってきました。これまで平時においては，本会に事務局を置く種別協議会と協力し，迅速に被災状況に関する情報を把握し，支援に向けた対応が図れるよう災害時の初動対応の仕組みを整備し対応してきましたが，今回の成果・課題も踏まえ，今後，いかに現地の被災状況や支援ニーズを早期に把握し，迅速かつ適切に対応していけるのか種別協議会と連携し考えていく必要があります。また，利用者の一次避難先の確保や福祉避難所の運営等，行政と連携を図りながら支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

（２）災害への備えに向けた事業継続計画（BCP）の策定等の必要性

今回の災害では，利用者・職員の避難対応や，地域の被災住民の受け入れ対応をはじめ，被災直後から施設・事業所の復旧・復興に向けて，平時からの備えの必要性があらためて確認されたところであり，各法人・施設・事業所が地域においてその使命を果たしてしていくためにも事業継続計画策定は重要な取り組み課題となっています。また社会福祉法人においては，災害福祉支援を通じた地域の公益的活動の推進も期待されています。今後，県社協による研修会等の事業活動や，種別協議会と連携を図りながら支援に取り組んでいく必要があります。

７．新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染対策・対応

新型コロナウイルス感染拡大下における災害ボランティアセンターの運営について，被災地の感染状況等を勘案しながら，被災地自治体や専門家の意見を踏まえたセンター開設を判断していくとともに，被災地内に限定したボランティアの要請やセンター，活動先での感染予防・衛生管理の徹底に取り組んでいくことが求められています。

一方，福祉施設には日常的に要配慮を必要とする利用者も多いため，クラスターを起こさない事前の備えや家族等の面会中止等の感染予防の取り組みと，万が一発生した際に備えた種別施設間応援職員の派遣体制の構築や衛生用品の確保等の危機対応能力の向上に取り組めるよう，種別協議会や岡山県と連携していく必要があります。

また，被災者の生活支援（被災者見守り・相談支援事業等）においては，被災者の孤立や，福祉コミュニティの形成が停滞することが懸念される中で，徹底した感染防止策を講じた上で，必要な各戸訪問や電話による見守り支援を継続しながら，被災者に対する情報提供を強化し，不安や困りごとの把握に努めるなど，孤立防止に向け，より丁寧な支援を行っていく必要があります。

８．全社協が提言する「災害福祉支援センター（仮称）」構想

全社協（局内プロジェクト）では，これまでの災害支援を踏まえ，平常時から発災後まで，被災地内外の福祉関係者や被災者支援活動を有機的につなぎ，的確かつ効果的な被災者支援活動を強化していくため,「災害福祉支援センター（仮称）」の設置について政策提言がなされています。

こうした構想も踏まえ，本県においても平時より効果的な災害福祉支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

参考：「災害時福祉支援活動」の強化に向けて（提言）－全国社会福祉協議会　局内プロジェクト報告書（令和元年６月11日）より抜粋

２．「災害福祉支援センター（仮称）」の設置について（提言）

【提言Ⅰ】「災害福祉支援センター（仮称）」の設置の実現を。

【提言Ⅱ】災害救助法に基づく救助の種類に「福祉」を加えるとともに,「災害福祉支援センター（仮称）」の発災後の活動財源は災害救助費により対応すべきである。

【提言Ⅲ】平常時の支援体制づくりに財源を確保すべきである。

お わ り に

岡山県においてこれまでに経験したことのない，甚大な被害をもたらした豪雨災害から，２年４か月が経ちました。

誰もが目を疑うような大災害となり，被災地域の方々の生活は一変しました。そのようななか，発災直後より，県内外の大変多くの皆様方から，ご支援や心温まる励ましのお言葉を寄せていただきました。

ボランティアとして全国各地から駆け付け，被災された方に寄り添い，活動をしてくださいました皆様方，物資の支援やボランティア活動にかかる資機材の提供，義援金，見舞金をお寄せくださいました皆様方，避難所で暮らす方々への心身のケアに努めてくださいました，社会福祉施設・医療関係の皆様方，そして，災害ボランティアセンターの運営にお力添えをくださいました，県内外の社会福祉協議会，関係機関・団体の皆様方，本当にありがとうございました。

全ての皆様方に，この場をお借りしまして改めて，心より感謝と御礼を申し上げます。

この度の災害支援におきましては，このように県内外の皆様方から多大なご支援をいただきますとともに，岡山県では，多様な主体による官民連携の常設ネットワークが，新たに立ち上げられました。このことにより，岡山県における今後の災害支援において，大きな力が発揮される基盤が整えられたといえます。

被災された方々の生活再建，地域コミュニティの復興支援はまだまだこれからです。本会では引き続き，すべての方が安心して暮らすことができるよう，総合的な支援を展開してまいりますので，皆様方におかれましても，息の長いご支援ご協力を賜りますよう，これからもどうぞよろしくお願いいたします。

社会福祉法人　岡山県社会福祉協議会

令和２年度

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険　検索

全国200万人加入!!　日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類＼プラン			基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円（限度額）	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	地震・噴火・津波による死傷		×	○
賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）		5億円（限度額）	
年間保険料			350円	500円

団体割引 20%適用済／過去の損害率による割増引適用

商品パンフレットは
コチラ

（ふくしの保険
ホームページ）

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償！

送迎サービス補償（傷害保険）

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償！

福祉サービス総合補償（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償！

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）

取扱代理店　株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667　FAX：03（3581）4763
営業時間：平日の 9:30～17:30（12/29～1/3 を除きます。）

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJNK19-12919　2020.2.10 作成〉

令和２年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

（賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険）

❶ 基本補償（賠償・見舞費用）

保険期間１年

▶保険金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故に対応	身体賠償（１名・１事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償（１事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償（期間中）	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用（１名につき）	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料（掛金）

	定員	基本補償（A型）
基本補償（A型）	1～50名	35,000~61,460円
	51～100名	68,270~97,000円
	以降1名～10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償（B型）	基本補償（A型）保険料 ＋	【見舞費用加算】定員１名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円

●オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
●オプション2 ●医務室の医療事故補償 ●看護師の賠償責任補償
●オプション3 ●借用不動産賠償事故補償
●オプション4 ●クレーム対応サポート補償

❷ 個人情報漏えい対応補償　❸ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

（普通傷害保険）

❶ 入所型施設利用者の傷害事故補償

❷ 通所型施設利用者の傷害事故補償

❸ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-❶、❷の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償

（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険）

❶ 施設職員の労災上乗せ補償
●オプション：使用者賠償責任補償

❷ 施設職員の傷害事故補償

❸ 施設職員の感染症罹患事故補償

❹ 雇用慣行賠償補償 NEW

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

（役員賠償責任保険）

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間１年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03(3349)5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3 を除きます。）

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3 を除きます。）

〈SJNK19-14129 2020.2.7 作成〉

平成30年７月豪雨災害における
支援状況報告書

作成日　令和２年11月
作成者　社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
〒700-0807　岡山市北区南方２丁目13－1
TEL 086-226-2822　FAX 086-227-3566
URL http://www.fukushiokayama.or.jp/